

インフルエンザ治癒報告書について

東海市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インフルエンザについては、医療機関に発行してもらっている「学校感染症診断結果の報告」（登校許可書）の提出が不要になりました。**インフルエンザが治癒し、登校する際には、下記の用紙を保護者の方が記入し、ご提出ください。**

※発熱をして病院へ行く場合は、必ず病院へ電話をしてから、出向いてください。

<参考資料>

インフルエンザと診断された場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。出席停止期間の基準は「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」とされていますので、それを目安に、学校を休んで回復に努めてください。（基準の日数を超えても出席停止扱いとします。）

学校への登校を再開する時は、下記の「インフルエンザ治癒報告書」を担任へ提出してください。

【インフルエンザ出席停止期間の数え方】

発症した日・解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

そのため最短でも5日は登校できないことになります。

全ての児童の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

| 発症 解熱 | 発症 0日目 | 発症 1日目 | 発症 2日目 | 発症 3日目 | 発症 4日目 | 発症 5日目 | 発症 6日目 | 発症 7日目 | 発症 8日目 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1日目に解熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | | | 登校可 | | |
| 2日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | | 登校可 | | |
| 3日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | 登校可 | | |
| 4日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | 登校可 | |
| 5日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | 登校可 |

----- きりとり -----

インフルエンザ治癒報告書

この用紙は**保護者の方が記入し、**
担任へ提出してください。

東海市立 _____ 学校長様

_____ 年 組 番 氏名

保護者氏名 _____

出席停止理由（病名） _____ インフルエンザ（ _____ 型） ※型が、分かっている場合に記入

出席停止期間 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____（発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日、解熱日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）

医療機関名 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日